

## 女性の職業生活における活躍推進プロジェクトチームの開催について

令和 6 年 4 月 24 日  
関係府省庁申合せ  
令和 6 年 8 月 6 日  
一部改正

1 平成 27 年に成立した「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づく施策の推進等により、女性の活躍は進みつつあるが、業界によって取組の状況に差があるなど実施にあたっての課題がある。このため、有識者の意見も聴きつつ、各業所管含め省庁横断的に取組を更に加速するための方策を検討するとともに、女性の活躍の推進に向けた中長期的な論点を整理するため、女性の職業生活における活躍推進プロジェクトチーム（以下「推進チーム」という。）を設置する。

2 推進チームの構成は次のとおりとする。ただし、座長は、必要があると認めるときは、構成員を追加することができる。

座長 内閣総理大臣補佐官（賃金・雇用担当）  
副座長 内閣官房内閣人事局内閣審議官  
内閣府政策統括官（経済財政分析担当）  
内閣府男女共同参画局長  
内閣府地方創生推進事務局審議官  
厚生労働省雇用環境・均等局長  
厚生労働省政策立案総括審議官（統計、総合政策、政策評価担当）  
構成員 内閣官房内閣人事局内閣参事官  
内閣府男女共同参画局推進課長  
内閣府地方創生推進事務局参事官  
総務省自治行政局公務員部公務員課長  
厚生労働省雇用環境・均等局雇用機会均等課長  
厚生労働省大臣官房参事官（雇用環境政策担当）  
厚生労働省大臣官房企画官（雇用環境・均等局総務課、職業生活両立課、有期・短時間労働課併任）  
  
金融庁監督局総務課長  
総務省情報流通行政局情報通信政策課長  
厚生労働省政策統括官付参事官（総合政策統括担当）  
農林水産省経営局就農・女性課長  
経済産業省経済産業政策局経済社会政策室長  
国土交通省総合政策局バリアフリー政策課長

3 座長は、必要に応じ、有識者その他の関係者の出席を求めることができる。

4 推進チームの庶務は、関係行政機関の協力を得て、厚生労働省において処理する。

5 前各項に定めるもののほか、推進チームの運営に関する事項その他必要な事項は、座長が定める。